

- 問1 戦国大名が、室町幕府の法律があるにもかかわらず、独自に分国法を制定する必要があった背景として最も適切な理由はどれか。 (2021年 京都府公立入試 類似)
- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1. 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。 | 2. キリスト教の布教を制限し、仏教を基盤とした道徳的な領国経営を行う必要があったため。 | 3. 元寇による社会の混乱を鎮め、分割相続によって困窮した御家人の生活を救済する必要があったため。 | 4. 貨幣経済が浸透し、外国との貿易による利益を独占するために全国共通の商業ルールが必要になったため。 |
|---|--|---|---|
- 問2 戦国大名が定めた法律の内容に多く見られる、「家臣同士が私的な争いを起こした場合、その理由の正当性を問わず、双方とも処罰する」という原則を何と呼びますか。 (2020年 佐賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|----------|---------|------------|
| 1. 奉公と恩賞 | 2. 喧嘩両成敗 | 3. 目目安箱 | 4. 連座 (縁座) |
|----------|----------|---------|------------|
- 問3 室町時代の後半から戦国時代にかけて、各地で戦国大名が勢力を伸ばした背景として最も適切な説明はどれですか。 (2024年 秋田県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|--|---|
| 1. 朝廷の権威を重んじる「尊王攘夷」の考えが広まり、幕府を打倒する勢力が現れたため | 2. 幕府の権威が衰え、身分の低い者が実力で上の者をしのぐ「下剋上」という風潮が強まったため | 3. 幕府が各地の有力な農民に領地を分け与え、新しい支配層として育成したため | 4. 特定の家柄のみが政治を独占する「門閥政治」が行われ、それに反発した新興勢力が台頭したため |
|--|--|--|---|
- 問4 戦国時代において、下の身分の者が上の身分を圧倒する「下剋上」の風潮が広まった背景として、最も適切な説明はどれですか。 (2022年 熊本県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|--|--|
| 1. 幕府が強力な中央集権体制を確立し、地方の武士に直接命令を下すようになったため。 | 2. 朝廷が新しい官位制度を導入し、能力に応じた地位をすべての人々に与えたため。 | 3. 応仁の乱によって幕府の支配力が弱まり、各地で実力による領国支配が行われるようになったため。 | 4. 農業技術が向上したことで農民が完全に自立し、武士による支配が消滅したため。 |
|--|--|--|--|
- 問5 室町時代から戦国時代にかけて見られた、実力のある下の者が上の者を倒し、その地位を奪い取るという社会的な風潮を何と呼びますか。 (2018年 秋田県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 1. 下請け | 2. 寄合 | 3. 下剋上 | 4. 惣村 |
|--------|-------|--------|-------|
- 問6 戦国時代において、戦国大名が自らの領国内の秩序を維持し、家臣や民衆を統治するために独自に制定した法律を何と呼びますか。江戸時代に幕府が定めた武家諸法度とは異なり、各大名が自分の領土の実情に合わせて定めたものを指します。 (2021年 三重県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------|----------|-----------|----------|
| 1. 分国法 | 2. 御成敗式目 | 3. 公事方御定書 | 4. 武家諸法度 |
|--------|----------|-----------|----------|
- 問7 戦国時代、現在の島根県に位置する石見銀山は日本最大級の銀山として知られていました。この銀山の支配権をめぐる、中国地方を舞台に激しい抗争を繰り広げた戦国大名の組み合わせとして適切なものはどれですか。 (2026年 島根県公立入試 類似)
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 島津氏と大友氏 | 2. 織田氏と今川氏 | 3. 尼子氏と毛利氏 | 4. 武田氏と上杉氏 |
|------------|------------|------------|------------|
- 問8 戦国時代、鉄砲の伝来などにより戦術が変化し、大規模な軍力とそれを支える安定した領地経営が不可欠となりました。こうした中、戦国大名が領国内の紛争を禁じたり、年貢の徴収を確実にしたりする目的で定めた「分国法」の性質として、最も適切な説明はどれですか。 (2022年 和歌山県公立入試 類似)
- | | | | |
|---------------------------------|--|---|--|
| 1. 朝廷が全国の公家や武士に対して一律に適用した法律である。 | 2. 幕府の許可を得た大名だけが、他国との貿易を制限するために定めた規則である。 | 3. 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。 | 4. 鎌倉時代の慣習法を整理し、武士の裁判を公平に行うために幕府が定めた法律である。 |
|---------------------------------|--|---|--|
- 問9 戦国時代の甲斐国 (現在の山梨県) を治めた武田氏が定めた「甲州法度之次第」のように、各地の戦国大名が領国支配のために定めた法について、その特徴を説明したものとして適切なものはどれか。 (2021年 京都府公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1. 全国の公家を統制し、儀式や行事のあり方を細かく規定することで天皇の権限を制限した。 | 2. 鎌倉幕府が定めた御成敗式目をそのまま引用し、全国一律の公平な裁判を保証した。 | 3. 朝廷が定めた律令制度を復活させ、中央集権的な国家体制を再構築することを目指した。 | 4. 家臣同士の私的な争いを禁じる喧嘩両成敗などの規定を設け、大名による裁判権を強化した。 |
|--|---|---|---|
- 問10 戦国大名による領国支配の実態について述べた文として、当時の法律の内容や背景から考えて正しいものはどれか。 (2024年 奈良県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|---|--|
| 1. 伊達氏の法典では、農民が年貢を納められない場合に備え、納税を免除する権利を認めた。 | 2. 分国法においては、武士同士の紛争はすべて室町幕府の裁判所に委ねるよう定めていた。 | 3. 朝倉氏の法典では、代官の配置や城郭の制限を通じて家臣の勢力拡大を抑えようとした。 | 4. これらの法律は、全国の戦国大名が合議によって作成した全国共通のルールであった。 |
|--|---|---|--|
- 問11 戦国大名が「分国法」を制定した主な目的として、当時の社会情勢を踏まえた説明として最も適切なものはどれか。 (2017年 茨城県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|---|-------------------------------------|
| 1. 鉄砲の伝来に伴い、全国共通の武器使用ルールを室町幕府が定めるため。 | 2. 朝廷の権威を借りて、隣接する他の領国を経済的に圧迫するため。 | 3. 自らの領国における家臣同士の私的な争いを禁じ、大名による統治を強化するため。 | 4. 開墾した土地を永久に私有することを認め、農業生産力を高めるため。 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|---|-------------------------------------|
- 問12 戦国時代、各地の戦国大名は自らの実力で領国を統治するために独自の法令を制定しました。これらの法令において、「家臣同士が勝手に婚姻を結ぶことを禁止する」や「領国内での勝手な築城を禁止する」といった項目が盛り込まれた主な目的として、最も適切なものはどれですか。 (2024年 東京都公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------------------------------|--|--|---------------------------------------|
| 1. 江戸幕府が定めた武家諸法度を遵守し、将軍への忠誠心を示すため | 2. 鎌倉幕府が定めた御成敗式目の内容を、全国の農民に分かりやすく広めるため | 3. 領国内の家臣や国衆の結びつきを制限し、大名による領国支配を強化するため | 4. 朝廷から与えられた守護としての権限を、隣接する他の領国へ拡大するため |
|-----------------------------------|--|--|---------------------------------------|
- 問13 16世紀のヨーロッパでは、ルターが免罪符 (贖宥状) の販売を批判したことをきっかけに、キリスト教のあり方を問い直す大きな動きが起りました。この動きの名称と、その影響を受けてカトリック側で結成され、のちに日本へキリスト教を伝えた組織の名称の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2020年 長野県公立入試 類似)
- | | | | |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|
| 1. 宗教改革 — 十字軍 | 2. ルネサンス — イエズ会 | 3. ルネサンス — 十字軍 | 4. 宗教改革 — イエズ会 |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|

答え合わせ・解説

問1	答え 1 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。	応仁の乱以降、室町幕府の権威が失墜し、全国的な法秩序が機能しなくなりました。下剋上の風潮の中で生き残るため、戦国大名は独自の法を設けることで家臣の勝手な行動を制限し、領内を一貫して支配する体制を整える必要がありました。
問2	答え 2 喧嘩両成敗	戦国大名にとって、領国内の家臣同士が私的な理由で武力衝突を起こすことは、領土の防衛力を低下させる大きなリスクでした。そのため、個別の事情に関わらず争いそのものを厳禁し、大名による一元的な裁判権を確立するためにこの原則が多くの分国法に盛り込まれました。
問3	答え 2 幕府の権威が衰え、身分の低い者が実力で上の者をしのぐ「下剋上」という風潮が強まったため	14世紀から15世紀にかけての年表をたどると、幕府の統制力が弱まると同時に、各地で実力主義による勢力争いが激化していることがわかります。この「下剋上」の動きによって、従来の守護などの家柄に関係なく、軍事力や政治力のある者が戦国大名として自立していきました。
問4	答え 3 応仁の乱によって幕府の支配力が弱まり、各地で実力による領国支配が行われるようになったため。	応仁の乱をきっかけに室町幕府の権威が失墜すると、従来の身分秩序や支配体制が崩れました。それまでの守護大名に代わり、実力で領国内を統制し、富国強兵を進める戦国大名が各地に出現したことが、下剋上の象徴的な現象です。
問5	答え 3 下剋上	応仁の乱以降、足利将軍家や守護大名の権威が失墜する中で、各地で実力を持つ者が地位を奪う現象が目立ちました。この言葉は当時の不安定ながらも活力のある社会情勢を象徴しています。
問6	答え 1 分国法	室町幕府の権威が衰えた戦国時代、各地の戦国大名は自らの力で領国支配を確立する必要がありました。そこで、領地内の紛争解決や家臣の統制を目的として、独自の法である分国法を制定しました。代表的なものに、武田氏の「甲州法度之次第」や今川氏の「今川仮名目録」などがあります。
問7	答え 3 尼子氏と毛利氏	石見銀山は現在の島根県大田市に位置し、戦国時代にはその莫大な利益を求めて周辺勢力が激しく争いました。当初は出雲国（現在の島根県東部）を拠点とした尼子氏が支配を強めていましたが、安芸国（現在の広島県）から勢力を伸ばした毛利氏がこれに挑み、長期にわたる抗争の末に毛利氏が支配権を確立しました。山梨県の武田氏や鹿児島県の島津氏は、活動拠点が異なるためこの地の直接的な支配権争いには関わっていません。
問8	答え 3 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。	戦国時代には戦術が騎馬戦から足軽や鉄砲を用いた集団戦へと変化し、大名は家臣や農民を効率的に動員する必要がありました。そのため、幕府の権威を否定し、自分の領国内（分国）のルールを自分自身で決定する分国法が作られました。これには「喧嘩両成敗」のように私的な争いを禁じ、大名による裁判を徹底させる内容などが含まれています。
問9	答え 4 家臣同士の私的な争いを禁じる喧嘩両成敗などの規定を設け、大名による裁判権を強化した。	分国法は、戦国大名が家臣団を統制し、領国を安定させることを目的としていました。特に「喧嘩両成敗」の規定は、武士同士が私的な武力で行っていた解決を禁じ、大名の判断に従わせることで領国内の紛争を抑える重要な仕組みでした。
問10	答え 3 朝倉氏の法典では、代官の配置や城郭の制限を通じて家臣の勢力拡大を抑えようとした。	分国法は各戦国大名が領国の実情に合わせて個別に定めたもので、内容は多岐にわたります。朝倉氏の事例のように、家臣が勝手に拠点を作ることを禁じたり、役人（代官）を適切に配置したりする規定は、大名による中央集権的な支配を強める意図がありました。一方で、伊達氏の事例に見られるように、年貢の未納に対しては厳しい処罰を科すなど、農民に対しても強い統制を行っていました。
問11	答え 3 自らの領国における家臣同士の私的な争いを禁じ、大名による統治を強化するため。	戦国大名は、家臣同士の復讐や紛争（自力救済）を禁止し、大名による裁判を受けさせることで領内の秩序を保とうとしました。これにより、軍事力を維持しつつ大名の権力を絶対的なものにする狙いがありました。「喧嘩両成敗」の規定などはその代表例です。他の選択肢にある「全国共通のルール」や「墾田の私有」などは、分国法の性格とは異なります。
問12	答え 3 領国内の家臣や国衆の結びつきを制限し、大名による領国支配を強化するため	戦国大名は、室町幕府の権威が衰退する中で、自らの実力で領地を治める必要がありました。分国法は、家臣たちが勝手に同盟を組んだり（婚姻の制限）、独自の軍事拠点を持ったり（築城の制限）することを防ぎ、大名を中心とした一元的な統治体制を築くために制定されました。これにより、領国内の紛争を裁定し、団結力を高める狙いがありました。
問13	答え 4 宗教改革 ― イエズス会	ドイツのルターが始めた宗教改革により、カトリック教会は大きな打撃を受けました。これに対抗し、カトリック教会の立て直しと海外布教を目的として結成されたのがイエズス会です。イエズス会の創立メンバーの一人であるフランシスコ・ザビエルによって、日本にキリスト教がもたらされました。